

第4号議案

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する
 条例の一部を改正する条例

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
 (平成8年条例第1号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号(以下「改正前の号」という。)の表示及びそれに対応する改正後の欄の号(以下「改正後の号」という。)の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
(特別休暇)	(特別休暇)
第14条 略	第14条 略
2 略	2 略
	(13) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認める期間
<u>(13)</u> 略	<u>(14)</u> 略
<u>(14)</u> 略	<u>(15)</u> 略
<u>(15)</u> 略	<u>(16)</u> 略
<u>(16)</u> 略	<u>(17)</u> 略
<u>(17)</u> 略	<u>(18)</u> 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

3 前項第13号から第16号までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 1日を単位とする第2項第13号から第16号までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

5 1時間を単位として使用した第2項第13号から第16号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

3 前項第13号から第17号までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 1日を単位とする第2項第13号から第17号までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

5 1時間を単位として使用した第2項第13号から第17号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月16日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合

管理者 小野克典

提 案 理 由

妊娠等と仕事の両立を支援するため、不妊治療に係る休暇を新たに設けたいので、この案を提出するものである。